

奈良県立大学ユーラシア研究センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第10条に規定するユーラシア研究センター（以下「本センター」）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本センター事業は、本県の歴史性を踏まえ、奈良とユーラシアに関する調査研究成果の普及と活用を通じ、その成果を県民に還元するとともに広く内外に発信することによって、本県及び公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の知名度の向上と持続的な発展、ひいては国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を遂行するため、本センターは、次に掲げる事業等を行う。

- (1) 奈良県とユーラシアに関する調査研究事業
- (2) 上記調査研究事業成果等の情報発信とユーラシア研究全般の普及に関する事業
- (3) その他本センターの目的に沿った事業等

(執行)

第4条 前条の事業等を含め、本センター活動を適正かつ円滑に運営するため、法人に以下の人員等を置く。

- (1) 本センターにセンター長を置く。センター長は本センターを代表し、その業務を総理する。
- (2) 本センターの執行機関として、常設の研究推進室を置く。前項のセンター長が室長となるものとし、その事務を統括して行う責任を負うものとする。
- (3) 上記を構成する者は、法人理事長が任命するものとする。

(調査研究事業)

第5条 第3条(1)に係る調査研究事業は、以下を基本として進める。

- (1) 本センターが設定するテーマごとに、研究チームを編成する。
- (2) 研究チームは、センター長が委嘱する複数の研究者等（以下「研究員」という）で構成する。研究員のうち研究主査または副査を委嘱された者は、本センターの求めに応じて当該研究成果の調製を行うものとする。

- (3) 研究期間は原則として単一年度内とする。ただし研究テーマ・内容等に応じて、必要とする期間の延長を認める。
- (4) 研究活動は、基本として、奈良県立大学構内において研究期間中定例的に開催する研究会を中心とし、担当テーマに関する報告・討議を主な内容とする。ただし、研究テーマ・内容等に応じて、必要とする現地調査等を認める。
- (5) 上記のチームによる研究の他、特別のテーマや項目については、チームを構成する研究員により、または別途専門的な研究員を委嘱して、研究を行うこととする。
- (6) 研究員の待遇等の委嘱条件や研究成果の著作権などの取り扱いを含め、本条の実施に必要な細則または本条に規定のない項目については、別途定める。

(情報発信事業等)

第6条 第3条の(2)に係る情報発信事業及び(3)の事業等は、以下を基本として進める。

- (1) 研究成果の発信は、基本として、講演会・フォーラム・セミナー等の集客催事系の活動と印刷物の出版及びインターネットを通じた配信等のメディア活用系の活動とする。
- (2) ユーラシア研究全般の普及については、上記活動による県民等への成果の還元と併せて、本センター、法人及び奈良県の国際的知名度の向上に資する活動を通して行うこととする。
- (3) 個々の取り組みについては、各々の実施計画または実施要領等により、別途定める。

(事業名称)

第7条 本センターに係る諸事業は、「奈良県立大学ユーラシア研究センター」を標記名称として実施する。なお当該事業の趣旨・目的により別称、略称または外国語名称等が必要となる場合は、別途定めるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本センターに関して必要な事項は、センター長が別途定める。

附則

- 1. この規程は、2015（平成27）年10月1日から発効する。

附則

1. この規程は、2020（令和2）年4月1日から発効する。